

舟橋村条例第6号

舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例(昭和56年舟橋村条例第391号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「旅費を支給する。」を「この条例に定めるものを除き、舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年条例第12号)の例により算定した旅費を支給する。」に改め、同条第2項中「前項の旅費の種類は、一般職の職員の旅費の種類による。」を「前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち舟橋村の職員等の旅費に関する条例により難しいものについては、別表第2に定めるところによる。」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第2中「1 内国旅行に係る鉄道賃、車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「鉄道賃、船賃及び航空賃」に、

「

区分	旅費							
	鉄道賃	車賃	船賃	航空賃	日当(1日につき)	宿泊料(1日につき)		食卓料(1夜につき)
					県外	県外	県内	
村長	普通実費	実費	普通実費	普通実費	3,000円	15,000円	14,000円	3,000円
副村長	〃	〃	〃	〃	2,500円	14,000円	13,000円	2,500円
教育長	〃	〃	〃	〃	2,500円	14,000円	13,000円	2,500円

」

を

区分	支給額		
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額		
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額		
航空賃	国内旅行の航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額	
	外国旅行の航空賃	村長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者相当額
		副村長及び教育長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する7級以上の職務にある者相当額

に改め、同表の表を削り、同表備考を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。